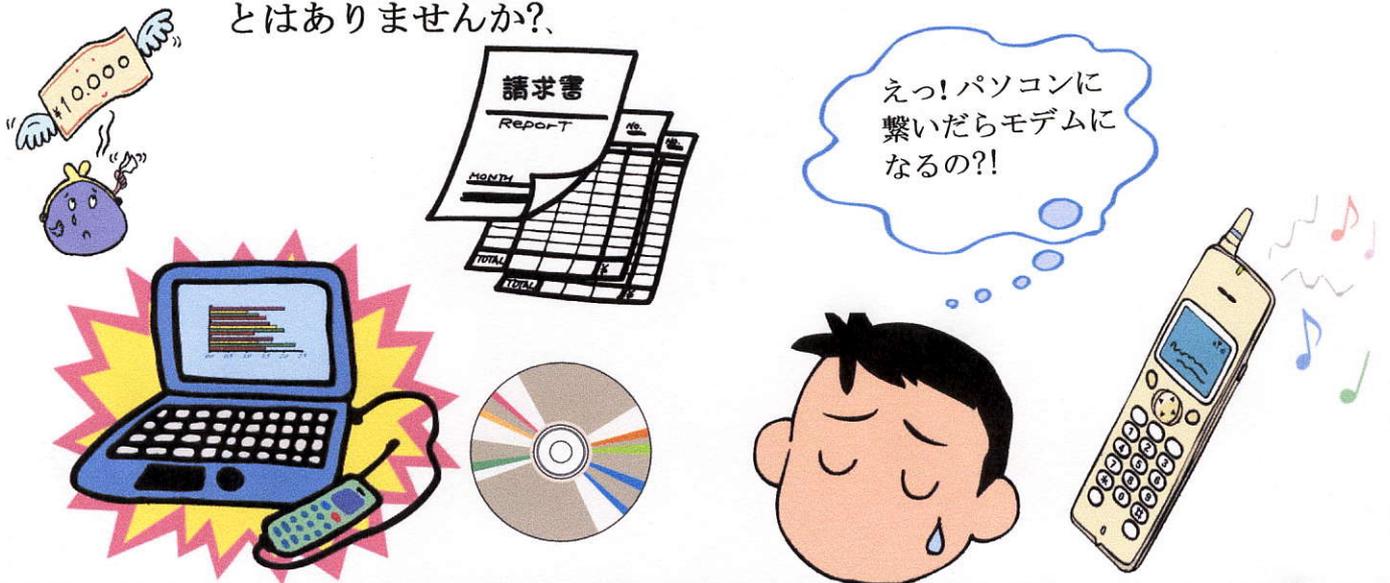




おかしいやん! 110番 ケータイのたっかいパケット料

- パケット通信料定額サービスに入っているのに、高額請求をされたことはありませんか?
- パソコンに携帯電話を接続して利用していたら、高額請求をされたことはありませんか?



弁護士・司法書士・消費生活専門相談員等の専門家がお答えします。

当団体は、内閣府の認定を受けた適格消費者団体であり、被害者に代わって、事業者の不当な勧誘行為や不当な契約条項に対して、差止請求権を行使できます。今回の電話相談において、消費者からの生の情報を基に不当な行為について検討し、中止を申し入れる活動に生かすべく、情報収集を行うことを予定しております。お気軽にご相談ください。

12月6日(土) 10:00~16:00



075-211-4950

主催・問合せ先 NPO法人 京都消費者契約ネットワーク KCCN

(内閣総理大臣認定：適格消費者団体)

〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階

電話075-211-5920

FAX 075-251-1003

HP <http://www.kccn.jp/>